

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																	
<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号 (指定管理者)</p> <p>第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。</p> <p>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>別表第1(第11条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ一 ル</td> <td>大ホール</td> <td>9時～ 11時30分</td> <td>0時30分～ 4時30分</td> <td>5時30分～ 9時</td> <td>9時～9時</td> </tr> <tr> <td>一 宮前</td> <td>7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		金額				午前	午後	夜間	全日	ホ一 ル	大ホール	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	一 宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	<p>○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号 (指定管理者)</p> <p>第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。</p> <p>(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>別表第1(第11条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ一 ル</td> <td>大ホール</td> <td>9時～ 11時30分</td> <td>0時30分～ 4時30分</td> <td>5時30分～ 9時</td> <td>9時～9時</td> </tr> <tr> <td>幸 宮前</td> <td>7,390円</td> <td>9,850円</td> <td>17,020円</td> <td>34,260円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リハーサル幸</td> <td>560円</td> <td>1,230円</td> <td>1,680円</td> <td>3,470円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		金額				午前	午後	夜間	全日	ホ一 ル	大ホール	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時	幸 宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円		リハーサル幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円
種別				金額																																															
		午前	午後	夜間	全日																																														
ホ一 ル	大ホール	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																														
	一 宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																														
種別		金額																																																	
		午前	午後	夜間	全日																																														
ホ一 ル	大ホール	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時																																														
	幸 宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円																																														
	リハーサル幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円																																														

改正後							改正前							
種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時		種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時		
会議室	大会議室	— 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円		大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	
	第1会議室	— 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第1会議室	幸 宮前	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>	
	第2会議室	— 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第2会議室	幸 宮前	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>	
	第3会議室	— 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第3会議室	幸 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第4会議室	— 宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第4会議室	幸 宮前	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>	
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
								音楽室	幸	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>	
教養室	和室	— 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		和室	幸 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
								日吉	<u>670円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,570円</u>		
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円			菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	料理室	— 宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		料理室	幸 宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
	実習室	— 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		実習室	幸 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
									日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>	
	視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
							第1学習室	日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>		

改正後					
体育室	宮前	330円	560円	1,120円	2,010円

- 備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。
- 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

2 設備使用料

単位	金額
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円

- 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30

改正前						
	第2学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室		幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円

- 備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。
- 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

2 設備使用料

単位	金額
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円

- 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30

改正後

分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。

別表第2 (第11条の2関係)

1 施設利用料

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホール	大ホール	幸 高津 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
	リハーサル室	幸 高津 多摩	560円 1,120円	1,230円 2,460円	1,680円 3,360円	3,470円 6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会議室	大会議室	幸 高津 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円

改正前

分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。

別表第2 (第11条の2関係)

1 施設利用料

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホール	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	高津 多摩	560円 1,120円	1,230円 2,460円	1,680円 3,360円	3,470円 6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会議室	大会議室	高津 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室					

改正後								改正前											
教養		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			
		高津					高津					高津							
		多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
		麻生					麻生					麻生							
	第2会議室	幸	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
			高津						高津						高津				
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円			
	第3会議室	幸	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
			麻生						麻生						麻生				
			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円			
	第4会議室	幸	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	—	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
			多摩						多摩						多摩				
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
	麻生					麻生					麻生								
第5会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円				
	多摩					多摩					多摩								
	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円				
第6会議室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円				
	高津					高津					高津								
	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円				
集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円				
音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	—	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	—	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円				

改正後							改正前							
室		中原												
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
	和室	幸 中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	和室	— 中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円		— 橘	670円	780円	1,120円	2,570円		
	料理室	幸 中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	— 中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
	実習室	幸 中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	— 中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円		— 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
	視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
	学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			

改正後						改正前							
		目吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円							
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円			橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		目吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	第3学習室	目吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3学習室						
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	第4学習室	目吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第4学習室						
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	体育室		幸多摩	330円	560円	1,120円	2,010円	体育室		中原高津麻生	440円	780円	1,340円
		中原高津麻生	440円	780円	1,340円	2,560円			多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
		岡上	220円	330円	670円	1,220円			岡上	220円	330円	670円	1,220円

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

改正後			改正前			
	入場料金	増額の割合		入場料金	増額の割合	
	1,000円未満	5割		1,000円未満	5割	
	1,000円以上3,000円未満	10割		1,000円以上3,000円未満	10割	
	3,000円以上	20割		3,000円以上	20割	
	4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。			4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。		
	2 設備利用料			2 設備利用料		
	種別	単位	金額	種別	単位	金額
	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
	その他附帯設 備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1室、1キロワッ トその他1単位 1回	5,600円	その他附帯設 備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1室、1キロワッ トその他1単位 1回	5,600円
備考	1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。			1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。		
	2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。			2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。		
	3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。			3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。		